

町報 かどがわ

日本一住みよし

1999

11

第452号

門川町

目次

第15回町民体育大会成功に終わる……	2	どうなる介護保険……	14～15
第62回財政事情の公表……	3～12	私たちの国民年金……	16
決算審査の公表……	13	まちの話題……	19

町民体育大会が
行われました。



10月10日(日) 海浜総合公園

津波情報の伝達について

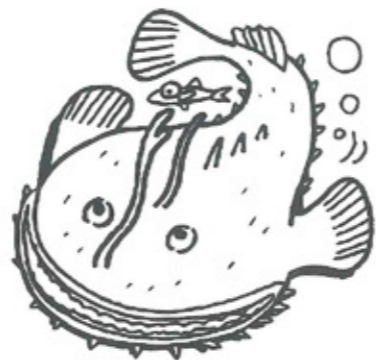
現在、私たちはテレビ・ラジオ等で津波発生の情報を得ておりますが、情報を得ることが出来ない場合もありますので、津波注意報・警報等の報知を次の方法で行います。

津波情報の伝達訓練

※11月11日（木）の午前11時に『津波警報発令』と『解除』の訓練サイレンを鳴らしますので、お間違えのないようにしてください。

日向灘沿岸に大津波警報及び津波警報が発令され、また、解除された場合

- ①門川町役場・門川漁協の2基のサイレンを鳴らします。
- ②沿岸地区の区長さんが地区内放送をします。
- ③次の地区には、消防車や役場の広報車で広報をします。



南町1区	南町2区	上ノ町区	本町区	尾末東区
旭町区	中尾区	後向区	下納屋区	上納屋1区
上納屋2区	上納屋3区	加草1区	加草2区	加草3区
加草4区	加草5区	庵川西区	庵川東区	牧山区

※大津波警報・津波警報発令

(5秒吹鳴) (6秒休止) (5秒吹鳴) (6秒休止) (5秒吹鳴)

※大津波警報・津波警報解除

(10秒吹鳴) (3秒休止) (60秒吹鳴)



第15回町民体育大会 盛會に終わる。



10月10日(日)体育の日、町民体育大会が四年ぶりに海浜総合公園にて開催されました。

当日は晴天にめぐまれ、オシャミ入れ、ムカデ競争等の競技が行われ、多勢の参加者により和気あいあいのうち明るく、楽しい一日でありました。

大会の開催につきましては、分団長、区長さん及び町民のみなさま、競技役員、大会に花をそえていただきました門川中学校吹奏楽部、門川町婦人団体連絡協議会等、多くの方々より、ご協力賜り心よりお礼申し上げます。



第62回 財政事情の公表

平成10年度の我が国の当初予算は、「財政構造改革法」が平成9年11月28日成立した後の初めての予算とあって、構造改革と特別減税等景気への配慮を両にらみする予算であり、国の当時の経済見通しは、景気の冷込みは消費税引上等の影響による一時的なもので、そのうち特別減税や金融システムの安定化措置によって景気は回復していくものと想定し、実質経済成長率を1.9%程度と見込んでおりました。しかし、不景気は深刻さを深め厳しさを増し、家計や企業等の景況感が実態経済全般にまで影響を及ぼし、景気は停滞し、いっそう厳しさを増しつつありました。

このため、政府は、平成10年4月8日に10年度予算が成立したのを受け、直ちに4月24日減税、社会資本整備、中小企業対策を内容とする総事業費16兆円を超える総合経済対策と財政構造改革法の改正の骨子をとりまとめ、6月までには関連補正予算、所得税関連法、地方税法、地方交付税法等を成立させるなど、財政改革法はわずか半年で改正を余儀なくされ、凍結せざるを得なかった訳であります。

7月の参議院議員選挙の後、内閣は橋本内閣から小淵内閣へと交替があり、8月新総理の所信表明演説において「6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施し、個人所得税と住民税を合わせた最高税率を50%に引き下げるとともに、法人課税について40%程度に引き下げる」ことが表明され、これを実現する恒久的減税法案、20兆円を超える緊急経済対策関連法案が12月にかけて成立しました。

この間にも、金融機関の経営不信、失業率の増加・雇用不安などが重なり、消費、設備、投資、住宅投資等が減少し、極めて厳しい経済状

況となり、国も地方も先進国の中で、最悪といわれる財政事情の下で、当面は景気の回復に全力を尽くすという財政運営を余儀なくされ、歳入歳出の両面でいっそうの重荷を背負うこととなったところであり、あります。

今後は、一連の景気対策が現れてくると見込まれますが、平成10年度の我が国経済の成長率は、その後マイナス2.2%と下方修正されました。

このような状況の中、地方財政は、特別減税措置等により地方交付税等が伸び悩み、加えて減税による地方税収等の落ち込みや減税補てん債、事業実施に伴う地方債の増発等による借入金残高が急増するなど、極めて厳しい財政事情にたたされております。

本町におきましては、このような状況の中、町税や地方交付税をはじめ、国庫支出金や県支出金等積極的に財源の確保に努める一方、物件費等の一般行政経費の節減・合理化に意を払うとともに、町財政の健全化にも十分配慮しながら限られた財源で、門川温泉「心の杜」をオープンさせ、また、農林水産業の振興と基盤整備、商工業の振興、都市計画事業の推進、道路の新設改良、都市下水路の整備、福祉施設の整備・充実、教育施設の整備・充実、環境対策事業の推進、健康づくり事業の推進等の効率的な運営に努めたところであります。

ここに平成10年度の各会計の決算概要をご説明申し上げ、第62回財政事情の公表といたします。

平成11年11月1日

門川町長 金丸親治

一般会計・特別会計

区分 会計名	予算現額	歳入			
		調定額	収入済額	不納欠損額	
一般会計	8,133,971,000	8,268,225,384	8,213,900,239	7,660,077	
特別会計	国民健康保険事業	1,415,285,000	1,472,642,440	1,418,580,883	9,743,254
	老人保健	1,858,836,000	1,831,149,602	1,831,149,602	0
	草川土地区画整理事業	139,074,000	140,704,054	140,704,054	0
	ふるさとの森造成事業	7,888,000	15,299,937	15,299,937	0
	企業誘致	4,000	28,219	28,219	0
	簡易水道事業	9,090,000	11,734,807	11,708,410	0
	合計	11,564,148,000	11,739,784,443	11,631,371,344	17,403,331

歳入歳出決算総括表

	歳出			歳入歳出 差引残高	執行割合	
	支出済額	翌年度繰越額	不用額		歳入	歳出
収入未済額	46,665,068	150,175,000	98,745,462	328,849,701	101.0	96.9
	44,318,303	0	16,439,256	19,735,139	100.2	98.8
	0	0	68,496,830	40,810,432	98.5	96.3
	0	0	128,044,085	129,674,139	101.2	7.9
	0	0	435,204	7,847,141	194.0	94.5
	0	0	4,000	28,219	705.5	0.0
	26,397	0	908,718	3,527,128	128.8	90.0
	91,009,768	150,175,000	313,073,555	530,471,899	100.6	96.0

決算収支状況

(単位:千円)

区分	年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
歳入総額(A)		7,396,792	6,792,389	7,206,720	7,538,335	8,213,900
歳出総額(B)		7,146,646	6,567,865	6,982,043	7,225,649	7,885,051
歳入歳出差引額(A)-(B)(C)		250,146	224,524	224,677	312,686	328,849
翌年度繰越すべき財源(D)		36,011	8,931	0	83,892	93,435
実質収支(C)-(D)(E)		214,135	215,593	224,677	228,794	235,414
単年度収支[当該年度(E)-前年(E)](F)		11,493	1,458	9,084	4,117	6,620
積立金(G)		334,959	420,520	130,368	166,320	621,408
積立金とりくずし額(H)		755,469	372,920	555,784	382,687	679,397
地方債繰上償還額(I)		456,468	60,510	229,725	3,529	0
実質単年度収支【(F)+(G)-(H)+(I)】(J)		47,451	109,568	▲186,607	▲208,721	▲51,369
財政指標等	基準財政需要額(K)	3,182,924	3,282,454	3,349,411	3,491,159	3,524,267
	基準財政収入額(L)	1,081,992	1,139,370	1,182,533	1,252,708	1,304,902
	標準財政規模(M)	3,517,156	3,629,663	3,719,836	3,881,524	3,932,597
	財政力指数(L)÷(K)	(0.340)	(0.347)	(0.353)	(0.359)	(0.370)
	()単年度比率	0.319	0.337	0.347	0.353	0.361
	実質収入比率(%)	6.1	5.9	6.0	5.9	6.0
	公債費比率(%)	20.2	16.0	15.9	15.5	15.0
	積立金現在高	2,235,388	2,290,977	1,877,561	1,672,994	1,626,605
	地方債現在高	5,326,019	5,485,391	5,554,613	5,898,312	6,248,473
	債務負担行為額	183,040	154,380	263,928	229,192	90,104
経常収支比率(%)	(83.2)	(80.5)	(80.2)	(79.6)	(79.8)	
()減税補てん債等を加算した比率	85.0	82.3	82.3	81.9	81.6	

(減税補てん債 79,700千円) (減税補てん債 84,600千円) (減税補てん債 100,000千円) (臨時税収補てん債 108,900千円) (減税補てん債 87,400千円)

歳入決算額の前年度対比

(単位:千円、%)

款別	平成10年度		平成9年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
町税	1,445,853	17.6	1,437,934	19.1	7,919	0.6
地方譲与税	71,552	0.9	98,981	1.3	▲27,429	▲27.7
利子割交付金	11,023	0.1	13,649	0.2	▲2,626	▲19.2
地方消費税交付金	164,671	2.0	38,591	0.5	126,080	326.7
ゴルフ場利用税交付金	10,436	0.1	9,759	0.1	677	6.9
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金	30,494	0.4	34,887	0.6	▲4,393	▲12.6
地方交付税	2,503,486	30.5	2,506,462	33.3	▲2,976	▲0.1
交通安全対策特別交付金	3,104	0.0	3,212	0.0	▲108	▲3.4
分担金及び負担金	134,107	1.6	122,063	1.6	12,044	9.9
使用料及び手数料	122,355	1.5	88,672	1.2	33,683	38.0
国庫支出金	670,918	8.2	846,883	11.2	▲175,965	▲20.8
県支出金	889,821	10.8	607,522	8.1	282,299	46.5
財産収入	9,926	0.1	14,232	0.2	▲4,306	▲30.3
寄付金	690	0.0	1,683	0.0	▲993	▲59.0
繰入金	718,175	8.8	415,529	5.5	302,646	72.8
繰越金	312,686	3.8	224,677	3.0	88,009	39.2
諸収入	311,103	3.8	301,399	4.0	9,704	3.2
町債	803,500	9.8	772,200	10.2	31,300	4.1
歳入合計	8,213,900	100.0	7,538,335	100.0	675,565	9.0

一般会計の決算

決算の概要

平成10年度の一般会計決算について、その概要を説明いたします。

一般会計の予算規模は

当初予算	56億7,800万0千円
国庫補助の決定等に伴う補正	23億7,207万9千円
最終予算	80億5,007万9千円

となり、平成9年度に比べて6.3%増額予算となっています。

さらに、平成9年度からの繰越事業費8,389万2千円を加えますと81億3,397万1千円となり、平成9年度に比べて、7.4%の増額予算となります。

この予算額に対しての決算額は、

歳入	82億1,390万0千円
歳出	78億8,505万1千円
歳入歳出差引額	3億2,884万9千円

となります。

なお、今年度は平成11年度への繰越事業9,343万5千円があることから、歳入歳出差引額から明許繰越額を差し引いた額が実質収支額となり、2億3,541万4千円の黒字決算となります。

また、単年度収支額(平成10年度実質収支から平成9年度実質収支を差し引いた額)を見ると、662万0千円の黒字となっています。

こうした状況ではありましたが、歳入面では積極的に財源の確保に努める一方、歳出面では、新規で福祉健康交流研修センター管理費の物件費等増がありました。一般行政経常経費を節約するなど、効率的な予算の執行に努めました。

この結果、実質収支が黒字となり収支の均衡を図ることができました。

しかしながら、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況下であり、一般財源の中でも重要な町税収入や、大きなウエイトを占める地方交付税の大きな伸びが期待できない現状の中で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は年々増加の傾向にあることから、本町行政の最重要課題である行政改革の推進を図り、財政の健全化に努めてまいります。



地域拠点都市地域事業の一環として整備された福祉健康交流研修センター(心の杜)



歳出款別決算額の前年度対比

(単位：千円、%)

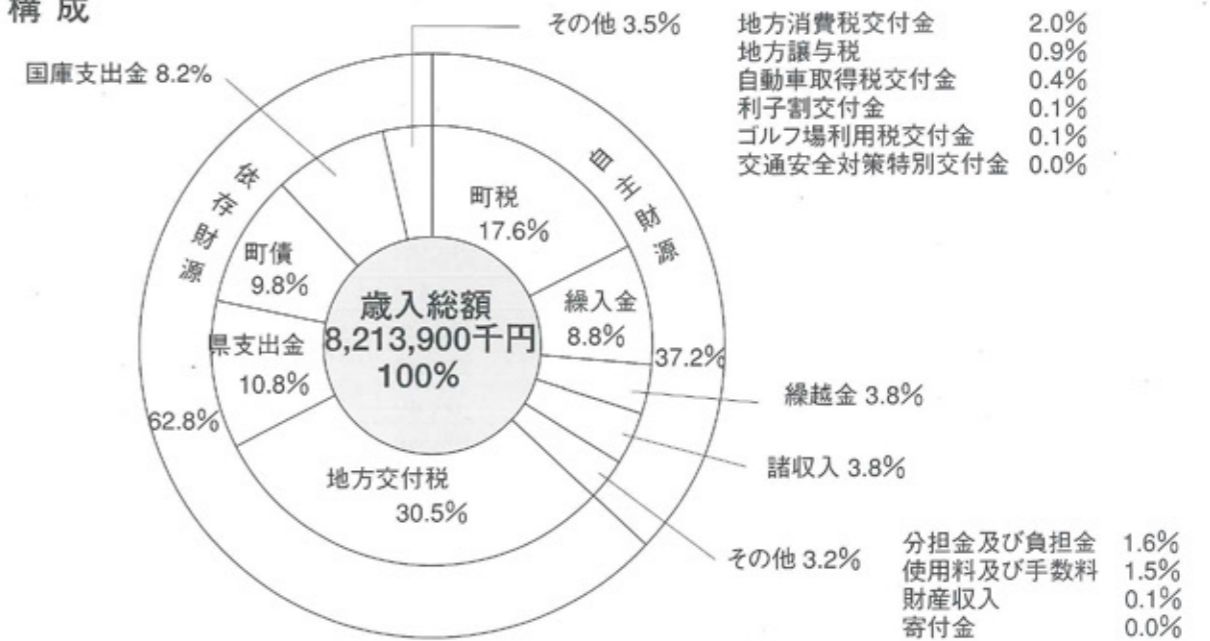
款別	平成10年度		平成9年度		比較		
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減額 C(A-B)	構成比 の増減	伸び率 C/B×100
議会費	100,480	1.3	97,820	1.4	2,660	▲0.1	2.7
総務費	2,566,916	32.5	1,174,067	16.2	1,392,849	16.3	118.6
民生費	1,526,606	19.4	1,407,212	19.5	119,394	▲0.1	8.5
衛生費	580,827	7.4	556,624	7.7	24,203	▲0.3	4.3
労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
農林水産業費	658,210	8.3	787,220	10.9	▲129,010	▲2.6	▲16.4
商工費	122,667	1.6	116,214	1.6	6,453	0.0	5.6
土木費	779,718	9.9	975,602	13.5	▲195,884	▲3.6	▲20.1
消防費	217,060	2.7	210,293	2.9	6,767	▲0.2	3.2
教育費	515,065	6.5	920,765	12.7	▲405,700	▲6.2	▲44.1
災害復旧費	110,910	1.4	288,337	4.0	▲177,427	▲2.6	▲61.5
公債費	706,592	9.0	691,495	9.6	15,097	▲0.6	2.2
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
歳出合計	7,885,051	100.0	7,225,649	100.0	659,402	0.0	9.1

歳出性質別決算額の前年度対比

(単位：千円・%)

性質別	平成10年度		平成9年度		比較		
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減額 C(A-B)	構成比 の増減	伸び率 C/B×100
義務的経費	2,753,268	34.9	2,732,310	37.8	20,958	▲2.9	0.8
人件費	1,552,788	19.7	1,571,971	21.7	▲19,183	▲2.0	▲1.2
扶助費	493,888	6.3	468,843	6.5	25,045	▲0.2	5.3
公債費	706,592	8.9	691,496	9.6	15,096	▲0.7	2.2
投資的経費	2,628,951	33.3	2,617,659	36.2	11,292	▲2.9	0.4
普通建設事業費	2,518,042	31.9	2,329,323	32.2	188,719	▲0.3	8.1
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	—	—	—
災害復旧事業費	110,909	1.4	288,336	4.0	▲177,427	▲2.6	▲61.5
その他一般行政費	2,502,832	31.8	1,875,680	26.0	627,152	5.8	33.4
物件費	872,163	11.1	744,027	10.3	128,136	0.8	17.2
維持補修費	70,578	0.9	72,376	1.0	▲1,798	▲0.1	▲2.5
補助費等	500,612	6.4	498,198	6.9	2,414	▲0.5	0.5
積立金	633,008	8.0	177,442	2.5	455,566	5.5	256.7
投資及び出資金、貸付金	123,666	1.6	128,626	1.8	▲4,960	▲0.2	▲3.9
繰出金	302,805	3.8	255,011	3.5	47,794	0.3	18.7
歳出合計	7,885,051	100.0	7,225,649	100.0	659,402	0.0	9.1

財源の構成



町税負担調

人口 19,532人
世帯 6,920戸
(平成11年3月31日)
(住民基本台帳)

(単位：円)

税目	区分	年度別	一人当たり		世帯当たり	
			7	8	7	8
1. 町民税	(個人分)	7	25,336	27,194	75,596	76,758
		8	26,582		77,971	
		9	30,186	86,975		
		7	20,356	60,738		
2. 固定資産税	(純固定資産税)	7	35,156	38,360	104,894	108,272
		8	37,697		110,573	
		9	35,899	103,437		
		7	35,006	104,447		
3. たばこ税		7	4,325	5,967	12,906	16,842
		8	4,570		13,406	
		9	5,672	16,344		
4. 軽自動車税		7	1,387	1,531	4,139	4,322
		8	1,406		4,125	
		9	1,480	4,264		



やじろべえとの交流会を楽しむ児童ら。(放課後対策事業)

特別会計

会計には、一般会計のほかに、6つの特別会計と水道事業会計があります。これらの会計はいずれも会計自体の事業収入または、特定収入を財源として運営され、かつ、町の条例や公営企業法に基づいて設置されているものであり、これらの事業が一般会計で施行される各種の事業施策とあいまって、本町発展と町民福祉の向上を推進しています。

1. 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	1,418,581	1,318,918	7.6
歳出総額	1,398,846	1,228,715	13.8
差引額	19,735	90,203	▲78.1
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	19,735	90,203	▲78.1
単年度収支額	▲70,468	▲51,364	▲37.2

2. 老人特別特別会計

(単位：千円、%)

区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	1,831,149	1,720,663	6.4
歳出総額	1,790,339	1,695,778	5.6
差引額	40,810	24,885	64.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	40,810	24,885	64.0
単年度収支額	16,925	11,110	52.3

3. 草川土地区画整理事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	140,704	203,257	▲30.8
歳出総額	11,030	73,994	▲85.1
差引額	129,674	129,263	0.3
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	129,674	129,263	0.3
単年度収支額	411	27,142	▲98.5

4. ふるさとの森造成事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	15,300	7,792	96.4
歳出総額	7,453	2,628	183.6
差引額	7,847	5,164	52.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	7,847	5,164	52.0
単年度収支額	2,683	938	186.0

5. 企業誘致特別会計

(単位：千円、%)

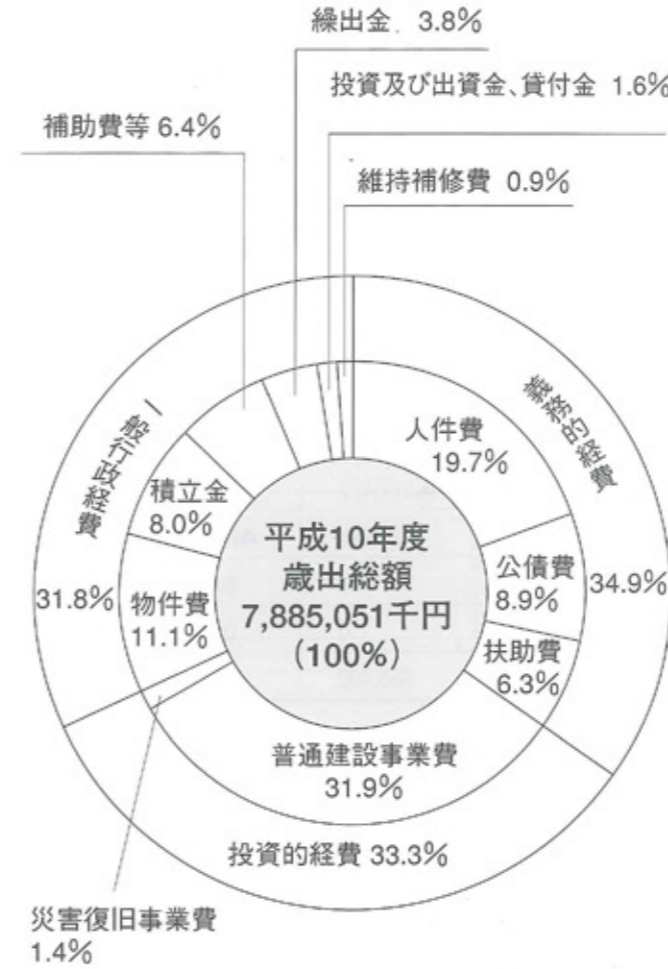
区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	28	28	0.0
歳出総額	0	0	—
差引額	28	28	0.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	28	28	0.0
単年度収支額	0	0	—

6. 簡易水道事業特別会計

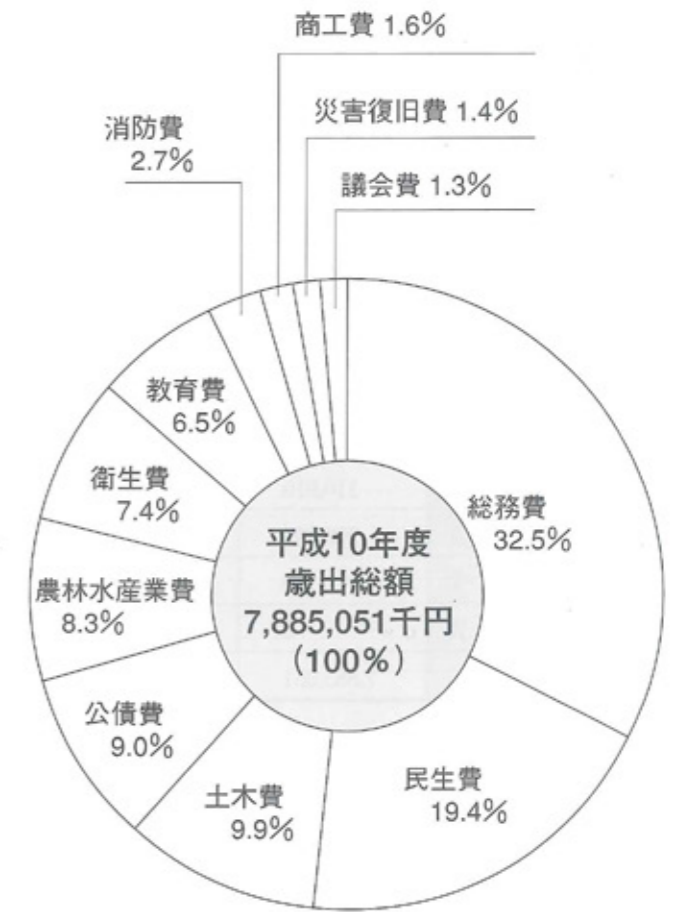
(単位：千円、%)

区 分	平成10年度	平成9年度	伸率
歳入総額	11,708	12,149	▲3.6
歳出総額	8,181	9,680	▲15.5
差引額	3,527	2,469	42.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	3,527	2,469	42.9
単年度収支額	1,058	595	77.8

性質別決算額の状況



目的別歳出決算額の状況



公債費比率の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	
公債費比率(%)	16.0	15.9	15.5	15.0	
元 利 償 還 金	740,546	920,969	691,495	706,592	
内 訳	元 金	457,728	644,778	428,501	453,339
	利 子	282,818	276,191	262,994	253,253
地方債借入額	617,100	714,000	772,200	803,500	
地方債借入金残高	5,485,391	5,554,613	5,898,312	6,248,473	
町民一人当借入金残高(円)	283,102	284,254	302,602	319,910	
一世帯当借入金残高(円)	844,686	833,776	871,886	902,959	

決算審査の公表

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成10年度門川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成10年度門川町水道事業会計決算書の決算審査概要について公表いたします。

一. 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成10年度一般会計歳入歳出決算書
- (2) 平成10年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (3) 平成10年度老人保健特別会計歳入歳出決算書
- (4) 平成10年度草川土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 平成10年度ふるさと森造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 平成10年度企業誘致特別会計歳入歳出決算書
- (7) 平成10年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 平成10年度水道事業会計決算書
- (9) 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況

2. 審査の実施期間

平成11年6月9日～6月10日
平成11年7月14日～8月4日

3. 審査の要領

- 決算審査にあたっては、次の諸点を主眼として審査しました。
- (1) 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
 - (2) 予算の執行は、その目的にそって適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3) 会計年度独立の原則は守られているか。
 - (4) 法令及び条例に違反するような経理はないか。
 - (5) 予算の流用は適正になされているか。
 - (6) 予備費の充用は適正になされているか。
 - (7) 財産管理は適正になされているか。
 - (8) 財産運営は健全かつ適正になされているか。
 - (9) 公営企業である水道事業会計については、経済性の発揮と公共性の確保が図られているか。

二. 審査の結果

平成10年度一般会計、特別会計、水道事業会計決算及び基金運用状況の決算審査の結果、各会計決算及び基金運用とも計数に誤りはなく、会計経理は正確であることを認めました。財政運営については、自主財源の乏しい本町の財政状況のなかで財源の確保と一般行政経費の節減など予算執行の効率化に努め黒字決算をもって翌年度に引き継ぎ、更に将来の財政状況を見越した基金の創設、経常収支比率、公債費比率等財政指数の改善など財政の均衡保持と財政健全化に向けて努力が認められました。



一般会計においては、農林水産業の振興・基盤整備、商工業の振興、都市計画事業、都市下水路・下排水路整備、し尿処理施設改修、道路橋梁の新設改良整備、教育施設の整備、福祉健康交流研修センター（門川温泉心の杜）の建設、台風災害復旧、更に社会福祉、学校教育、社会教育、地域づくり、健康づくりなどの諸事業が計画執行され、社会資本の充実と町民福祉の向上が図られていることは執行当局の努力と議会の適正な判断と協力、町民の協力によるものであります。

国民健康保険事業特別会計については、実質収支は黒字であります。歳入の確保など当局の努力は認められますが2年連続の単年度収支の赤字は、今後の国保事業運営にとって厳しい状況であり国保事業基盤安定のための国保会計全般について検討されることを望むものであります。

低迷する経済状況のなかで地方財政を取り巻く環境は厳しく一般会計、特別会計を通して歳入の増収は期待できず、加えて国庫補助金の削減など更に厳しい状況の続くなかで財政運営にあたってはより効率的な運営が求められるところであり、行財政全般の見直しと財源を効率的に執行することで本町の進展と町民福祉の向上に努力されることを望むものであります。

平成11年11月1日

門川町監査委員会
監査委員 小林 作市
監査委員 請閑 勝廣



水道事業会計決算状況

1. 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

区分	平成10年度	平成9年度	比率	伸率
水道事業収益	305,505	300,565	4,940	1.6
内訳				
営業収益	303,706	292,215	11,491	3.9
営業外収益	1,792	8,350	▲6,558	▲78.5
特別利益	7	0	皆増	皆増
水道事業費用	265,991	267,780	▲1,789	▲0.7
内訳				
営業費用	188,090	186,379	1,711	0.9
営業外費用	77,602	81,401	▲3,799	▲4.7
特別損失	299	0	皆増	皆増
当年度純利益	33,336	29,123	4,213	14.5

2. 資本的収入及び支出

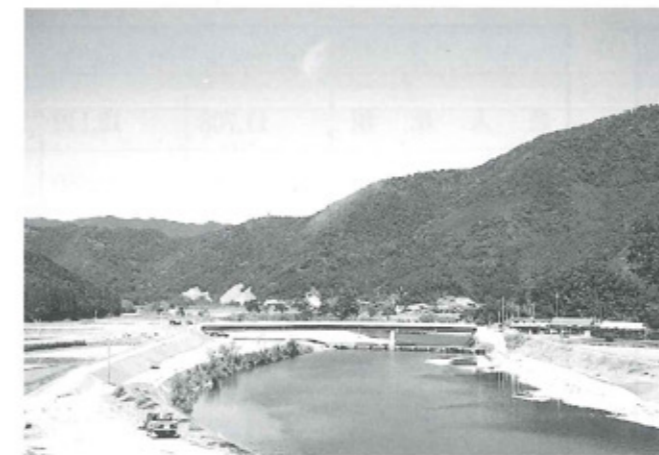
(単位：千円、%)

区分	平成10年度	平成9年度	比率	伸率
資本的収入	8,650	76,170	▲67,520	▲88.6
内訳				
企業債	0	50,000	皆減	皆減
工事負担金	8,650	26,170	▲17,520	▲66.9
固定資産売却代金	0	0	—	—
資本的支出	177,010	144,470	32,540	22.5
内訳				
建設改良費	128,619	100,150	28,469	28.4
企業債償還元金	48,391	44,320	4,071	9.2

基金の状況

(単位：千円)

区分	平成8年度保有額	平成9年度			平成10年度		
		とりかずし額	積立額	保有額	とりかずし額	積立額	保有額
財政調整基金	54,589	0	225	54,814	0	150,252	205,066
公共施設等整備基金	967,740	270,000	152,469	850,209	420,000	248,297	678,506
ふるさと振興基金	3,139	0	13	3,152	0	8	3,160
減債基金	356,426	83,389	13,161	286,198	83,389	12,512	215,321
社会福祉基金	32,818	0	156	32,974	32,000	148	1,122
地域福祉振興基金	229,691	5,000	1,220	225,911	1,000	1,002	225,913
土地開発基金	172,963	0	678	173,641	115,000	679	59,320
水産業振興基金	41,648	18,801	10,111	32,958	25,217	20,068	27,809
ふるさと農村活性化基金	10,309	0	51	10,360	0	28	10,388
中山間地域活性化基金	8,238	5,497	36	2,777	2,791	14	0
ふるさと森造成事業基金	0	0	0	0	0	200,000	200,000
計	1,877,561	382,687	178,120	1,672,994	679,397	633,008	1,626,605



架け替の行われた大池橋
(五十鈴川床上浸水対策特別緊急事業)

豊かな毎日は自立から

毎日を豊かに暮らしたいと誰もが願っています。でも、望むような生活は、誰かが与えてくれるものではありません。介護が必要になったときでも、介護サービスを利用しながら自立した毎を送ることが、豊かな人生に結びつきます。暮らしのなかでできることから始めませんか？



にしてゆっくり便器に腰掛けさせる。

I. 環境整備 (環境を整える)

[家の中は安全ですか?] 手すりをつけて動こう!
こんなことが危ないのです!

- ：部屋と部屋の敷居の段差がありませんか？
- ：長く伸びた電気製品のコードなどはありませんか？
- ：部屋は新聞や雑誌などで散らかっていませんか？
- ：廊下やトイレが薄暗かったり見通しが悪かったりしていませんか？
- ：階段がすべりやすかったり、つまずきやすかったりしていませんか？
- ：脱げやすいスリッパを使用していませんか？また、動きにくい服装ではありませんか？

II. 健康管理 (病気の早期発見)

[からだの変化に気をつけよう!]

- ：体温、血圧、脈拍、呼吸の数値と変化 ~ かかりつけの医師を持つとよいでしょう。
- ：食欲の有無や水分摂取量の変化
- ：排泄の回数と量はいつもと違いませんか？
- ：元気はありますか？表情がいつもとどうですか？
- ：睡眠時間はどうですか？

III. 自立支援 (自立を支援する)

[手を出しすぎない介護をしましょう!]

介護の基本は自立を助けることです。行き届いた介護は、かえって自立への意欲をそぐことにもなりかねません。自分でやりたいという気持ちを大切にしましょう。

■食事

上手に食べられないお年寄りを見ていると、つい手伝いたくなってしまいがちです。でも、手を出しすぎず、できるところまでは自分で食べてもらうことがたいせつです。最近では自力で食べるための自助具もたくさんそろっています。

■排泄

排泄は人間にとって最もプライベートな部分です。「できれば誰の世話にもなりたくない」と誰もが思っているはずですが、介助が必要なお年寄りの気持ちを大切に、失敗してしまったときにも平静に対応しましょう。

居室からトイレが遠くて危なっかしいからとか、粗相が多いからと、安易にポータブルトイレなどに頼るのは禁物です。手を貸せば歩けるような場合には、できる限りトイレで自力で排泄することが、お年寄りの心身の自立のために大切です。

トイレで介助が必要な場合～!お年寄りの両腕を介助者の首にまわす。介助するひとの片足を介助者の足の間に挿入する。身体を抱えるよう

■入浴

自分で洗えるところは自分で洗ってもらいましょう。注意しなければならないこととして…

- ①お湯の温度は40℃くらいに、湯量は少なめに。
 - ②浴室、脱衣場は温かくしておく。
 - ③お湯につかる時間は5～10分程度にする。
- 身体を拭くときに気をつけたいことは…
- ①拭いているところ以外はバスタオルをかけましょう。
 - ②食事の前後1時間は避ける。
 - ③自分でできるところは自分で拭いてもらう。
 - ④室温に気をつけ、寒さを感じないように手早く行う。
- ※温かいおしぼりタオルは、清拭剤や石鹸水で濡らしたタオルをビニール袋に入れて電子レンジで温めると簡単に用意できます。

介護される方への接し方のポイント

物忘れが増えたり、手足の機能が衰えたりといった心身の老化は誰にも訪れます。でも、そうとわかっていても、介護が必要な状態になることはお年寄りにとってショックな出来事に違いありません。介護に当たる人は、人間にとって当たり前である“心身の老い”を理解して、思いやりを持って接することが大切です。

●ゆっくりペースにあわせて

お年寄りの動作は緩やかなもの。あせったりせかしたりせず、ゆったりとした気持ちでその人のペースにあわせましょう。

●聞き上手になろう

会話の時間を大切に、相手の話を尊重して聞きましょう。あまり興味のない話題だったり、以前に何度も聞いた話であっても、お年寄りの「話したい」という気持ちを大切に、耳を傾けましょう。

●できることは自分で

どうせできないから、時間がかかるからと不用意に手を出さず、自分でできることは自分でやらせましょう。自分で自分の世話ができることは、本人にとって最大の喜びであり、今後への自信につながります。

●スキンシップを大切に

不安や疎外感を抱きがちなお年寄りには、ちょっと肩に触れる、手を取ってあげるなど、小さなスキンシップを大切にしましょう。

シリーズ

介護保険制度

どうなる?

介護保険

第六回

介護サービスを受けるための申請が始まりました!

来年4月より始まります介護保険サービスを利用するためには、介護度の認定を受けなければなりません。そのためには、申請が必要です。今回は、この申請についてわかりにくいことをQ & Aのかたちで紹介しましょう。

Q1 どんな人が申請するの?

A1

来年4月より介護サービスを受けたい方が申請します。現在、ホームヘルプサービスやデイサービス、ディケア、訪問入浴、訪問看護などの在宅サービスの利用者や、老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護型の病院に入院・入所している方も申請します。現在サービスの利用をされていない方もサービスが必要と思われる方は、申請してください。

Q2

現在デイサービスを利用していますが、同じサービスを受けている他の人はもう申請が終わっています。私は申請しなくてもいいのですか?

A2

申請して認定を受けなければ、介護保険からの給付は受けられませんので、必ず申請してください。現在サービスを利用している方は、事業所に申請代行をお願いしていますので、事業所の職員から申請のお話があると思いますのでお待ちください。来年4月から始まりますので、計画的に申請を進めております。しばらくお待ちになる方もいらっしゃると思いますが、ご理解の程よろしくお祈りいたします。

Q3

私は、身体障害者手帳の3級をもっています。身障者手帳を持っている人も申請するのですか?

A3

身体障害者手帳を持っているから、申請するものではありません。身障者手帳を持っているいないに関わらず、何らかの介護を受けたいと感じた時に申請が必要になってきます。

Q4

病院に入院している家族がいます。申請したほうがいいのですか?

A4

介護が必要な方が入院している場合は、その方の病状が安定しているかで申請するかが決まってきます。主治医または病院職員に申請すべきかをお聞きください。

Q5

施設に入所している人の申請は後だと聞いたのですが…

A5

門川町では、まず在宅サービスを利用している方より申請受付を行っています。介護保険施設に入院・入所している方の申請につきましては、現在入院・入所している施設に代行申請していただく予定です。施設・病院職員の指示を受けてください。

問い合わせ
福祉保健課 介護保険係
☎ 63-1140 (内線228)

国民年金



基礎年金の受給資格について

基礎年金は、原則として保険料を納めた期間が二五年以上ある人が、六十五才に達したときに受けられます。〔保険料の納付期間、保険料の免除期間及びカラ期間等の合計が二五年以上あればよい。〕

一、年金を受給するための必要な期間等は次のとおりです。

- ① 保険料を納めた期間。
- ② 国民年金の保険料を免除申請して承認された期間。
- ③ 厚生年金や共済組合加入期間。
- ④ 国民年金の第三号被保険者期間。
- ⑤ カラ期間。

二、カラ期間とは

ア、厚生年金、共済組合員の配偶者で夫、妻、が国民年金に任意加入しなかった期間（昭和三十六年、四月から昭和六十一年三月まで）

イ、厚生年金で昭和三十六年四月以降に厚生年金の脱退手当を受給された期間。

ウ、昭和六十一年三月までに年金を受給されている人の配偶者で、受給権発生月から昭和六十一年三月までの期間。

三、自分の年金は受給できるか必ず確かめて安心して受給開始を待ちましょう。

◆六十才になれる方は特に注意しましょう。

六十才になられずと国民年金から自動的に喪失することになります。

したがって国民年金を納める納付通知が手元にとどきません、納付通知書がこないから、もう年金はかけなくても受給できるものと安心してはいるのではないでしょう。ほとんどの方は受給資格はありますが、なかには受給資格確保にあと少しの月数が不足している方もおられます。月数の不足している方々は六十才より国民年金に任意に加入されて保険料を納付しておられます。六十才の時点で不足月数がわかれば六十才までには期間が充分あります。



○国民年金の未納期間をなくしましょう。

一、未納期間がありますと、障害基礎年金や、遺族基礎年金に大変影響があります。未納期間があるために障害基礎年金や遺族基礎年金の請求が出来ないことがあります。

ア 障害基礎年金を受給できる条件。

◆原則として、国民年金の被保険者期間中に初診のある病気、怪我で障害者になったとき。

◆被保険者期間のうち、保険料納付

◆昔、会社に勤めたことがあるが、その会社に厚生年金制度に加入していたかわからない、またその時の厚生年金の手帳を持っていない等、特に女性の方は氏名が変わっていることが多いので調査してみることが大事です。

◆調査の結果六十才で厚生年金の期間が一年以上あれば六十才より特別支給の厚生年金を受給できます。

◆六十五歳になり老齢基礎年金の請求にこられて、受給資格に不足月数のある方がおられますが、不足月数に入して不足月数を完納して、その翌月より受給しています。従って六十

五歳からの受給でなく不足していた月数だけ遅れての受給となっています。年金も不足月数だけ遅れての受給です。その分損をしています。このようなくないうちに、早めに相談に来て下さい。

濟期間と保険料免除期間を合計して三分の二以上あることが必要です。〔初診日が平成十八年三月三十一日まであるときは、直近の一年間に滞納がなければよいことになっています。〕

イ 遺族基礎年金を受給できる条件。

◆遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある妻または子に支給されます。

◆ただし被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合計して三分の二以上あることが必要です。

〔死亡日が平成十八年三月三十一日までである時は、直近の一年間に滞納がなければよいことになっています。〕

◆年金のことで、過去の記録の調査をしたい、年金のことです。いろいろと聞きたいことがあると思いますので気軽に相談にきて下さい、貴方たちの年金についてのご相談は年金専門官をはじめ役場の年金係が納得のいくまで相談相手となりお答えします。

結婚相談委員会相談員の紹介

門川町では、本町の後継者対策の一環として「結婚相談委員会」を設置しています。相談委員会の活動は、相談員による地域での結婚相談や三ヶ月ごとに結婚相談委員会を開き、情報の交換を行っています。お気軽に地域の相談員にご相談ください。

また、相談委員は、年一〜二回ほど、「ふれあい交流会」と名して参加者を募り、レクリエーション等を行っています。

「結婚相談員会」・「ふれあい交流会」の事務局は、農林課です。

☎(63) 1140 内線(287)

地区名	氏名	電話番号
三ヶ瀬	鍋島清	(64) 1264
上井野	志田文彦	(64) 1451
小松	柴田重喜	(63) 4812
小園	小野清春	(63) 6218
南町一区	加藤眞實	(63) 1094
本町	水永アサノ	(63) 2858
東栄	米良重富	(63) 2256
宮ヶ原	山倉ハツ子	(63) 3470
栄ヶ丘	金丸光義	(63) 5751
平城東	松田善次	(63) 5117
上納屋二区	松田珍栄	(63) 3199
中村	櫻川ミエ子	(63) 5517
加草四区	内山田春義	(63) 2168
庵川東	米澤八郎	(63) 2160
J A 門川	黒木圓郎	(63) 1500
門川森林組合	岩田幸生	(63) 2035
門川漁協	山下正和	(63) 2123
庵川漁協	黒木憲二	(63) 1048

新教育委員が決まりました。

教育委員を14年あまり務められた委員長甲斐徳義さんが、任期満了のため9月30日をもって退任されました。

その後任に、五十鈴地区から甲斐仙子さんが平成11年10月1日付けで就任しましたので、町民のみなさんよろしくお祈いします。

門川町教育委員会



新しい身体障害者相談員です。よろしくお祈いします。

平成11年9月30日をもって、門川町の身体障害者相談員の任期が満了になりました。そこで新たに平成11年10月1日付けから下記の方が相談員になりました。

身体障害者相談員は身体障害者福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障害者本人または、その家族からのいろいろな相談に応じ、福祉事務所や役場などの関係機関との連絡にあたります。

☎(63) 1140 (内線226)

身体障害者相談員

氏名	地区
河野信吉	栄町
坂元昭二	栄町
田爪岐弘	南1区

※ 任期は平成13年9月30日まで



＜問い合わせ＞
門川交番
 ☎63-1442

猟銃所持者のみなさんへ

本年も、11月15日から狩猟解禁になります。この期間全国では狩猟による事故も発生していますので、次のことに注意して事故防止に努めてください。

- 一、猟銃等の安全、適切な取り扱い
 - 猟銃等の取り扱いを一步間違えいと「人を殺傷するおそれがある」ということを念頭において、猟銃等の安全・適切な取り扱いをお願いします。
 - 銃口は、絶対に人のいる方向に向けない。
 - 銃は常に自己の管理下に置く。
 - 酒気を帯びて銃を手にしない。
 - 発射するとき以外は弾を装填しない。
 - 脱包したら必ず薬室を開放する。
- 二、猟場での事故防止

猟銃等による事故の多くは、矢先の不確認、跳弾、転倒、転落等ですが、大半を占めているのは「暴発」によるものですので、次の事項を守ってください。

- まず「足場」を決める。
- 発射の時期が迫ってから弾を装填する。
- 発射しなかった時は、脱包する。
- 矢先の確認を徹底する。
- 人家や脇道等周囲の状況を把握しておく。
- グループ猟の時は、入念な打ち合わせを行い、仲間間の位置とその移動に気を配る。
- 三、事故発生時の措置
 - 負傷者がいる場合は、人命救助を最優先させ、応急処置の措置をとる。
 - 事故当事者の監視を行い、自殺等の事故防止を図る。

9月中の交通事故	
人身事故	11件
物損事故	25件

門川の環境

平成9年度より11月の第2日曜日を、県民総ぐるみ環境美化運動「クリーンアップ宮崎」の日と定め、毎年実施されています。今年度の門川町における「クリーンアップ宮崎」の実施要領は、次のとおりです。

- 一、目的
 - 環境問題に対する県民意識の高揚を図るとともに、美しい郷土づくりを推進するため、各自治体、各種団体等をはじめとした県民総ぐるみの環境美化活動を全県下統一して実施する。
 - 二、主催
 - 宮崎県・門川町・ひむかのくに環境保全推進県民会議
 - 三、運動の内容
 - 公園、緑地、水辺等の公共施設の清掃及び樹木、草花の植栽並びに居住地周辺の清掃などの環境美化活動を一齐に実施する。
- と き 平成11年11月14日(日)
 時 間 午前8時30分～10時30分(小雨決行)
 悪天候の場合は、11月21日(日)に順延

事業内容 ①中山川流域清掃
 中山川流域6地区の区民
 ②公共施設の清掃(場所は検討中)
 一般町民・各種団体ボランティア
 ※各種団体、ボランティアにつきましては後日連絡いたします。

まちの話題

町内小学校に「傘」の寄贈 大事に使います



草川小学校

延岡市在住の古川守様(80歳)より、町内の各小学校に「傘」を寄贈していただきました。古川さんは、不燃物回収の日に延岡市内を自転車であまり、捨てられている傘を回収して自費で修理し、JR駅や市内の幼稚園・小学校に寄贈し続けておられます。モノがあふれている時代。壊れた傘を修理して使うということがなくなった現在、古川さんはこうした傘にもう一度命を吹き込んで、出番を与えているのです。延岡市内の幼稚園・全小学校の寄贈が終了したことに伴い、今回、町内の4小学校に、にわか雨用として校名入り傘を各50本ずつ、合わせて傘置き用として手摺りを設置して寄贈していただきました。

門川町教育委員会

秋の全国交通安全運動 (9月21日～30日)

9月21日に“サンシールさの”及び“Aコープ門川”の駐車場で街頭キャンペーンを実施して、町民に交通安全を呼びかけました。その他、運動期間中には、早朝街頭指導・早朝広報・違法駐車防止活動・交通安全推進大会等を実施いたしました。関係団体及び関係者の皆様方につきましては、ご協力ありがとうございました。



Aコープ門川店での街頭キャンペーン

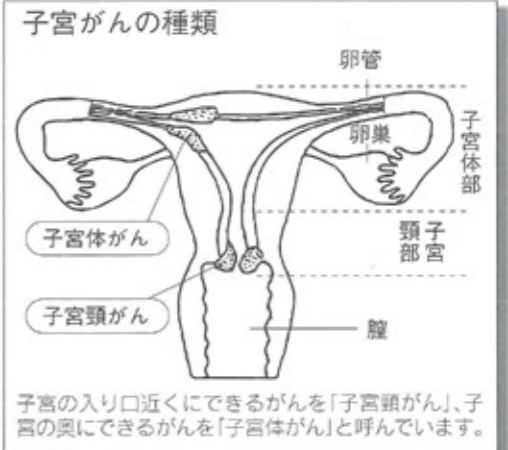
11月は子宮がん検診の申し込み月となっております。

申込用紙が班回覧されますので、受診希望される方は、申し込んでください。電話での申し込みも受け付けております。(福祉保健課 ☎63-1140 内線225)

50歳以降の女性は、子宮がん発病の危険率が高くなります。子宮頸ガンは、発症が最も多いのが50歳前後

月 日	受付時間	場 所
12月1日(水)	9:00～10:00	門川町役場
	13:00～14:00	J A 西門川支所
12月2日(木)	9:00～10:00	加草公民館
	13:00～14:00	庵川西公民館
12月3日(金)	9:00～10:00	門川 駅
	13:00～14:00	門川 漁協

※申込み人数によって変更される場合があります。



- 症状** 不正出血やいつもと違うおりもの。月経不順。
 - 特徴** 治癒率が大きくアップしている。子宮がんの死亡数は、35年前に比べると半分減っている。がんの中でも死亡数が非常に減っているがんの1つです。これには、子宮がん検診の普及が大きく寄与しています。
- 出血などの症状 → 病院受診 → 治癒率60パーセント
 検診受診 → 病院受診 → 治癒率90パーセント

検診で早期のうちにガンが発見されれば、ほとんどの方が治癒します。検診は、1人数分程度しかかかりません。(受付時間を含めて30分程度) 症状がでない早期のうちに見つけて、治療することが大切です。

自分の健康のために 1年に1度は、検診を受けましょう。

門川町高齢者・ 婦人交通安全推進大会

9月29日にクリエイティブセンターにおいて、門川町高齢者クラブ及び門川町交通安全母の会等の団体から参加者約90名を会して、交通安全推進大会を開催し体験発表や交通安全宣言等を行いました。



門川町高齢者・婦人交通安全推進大会

平成11年度 門川町高齢者 実践促進事業研修会

10月7日にシーサイドモータースクールにおいて、門川町高齢者クラブから約50名の方が参加していただき、研修会を実施いたしました。研修会においては、教室内で講義やビデオによる研修を受けた後、自動車学校のコースで、参加者の方々に停止距離や内輪差等の実験を体験していただくとともに、交差点や横断歩道の正しい渡り方等の指導を受けて、実践してもらいました。



◆お知らせ

日曜朝市の時間が変わります

かどがわ日曜朝市の開催時間が、11月から3月までは午前8時～午前10時となります。

開催日：第1日曜と第3日曜
場所：アピオ前広場（門川駅）

今後ともみなさまのご愛顧のほどよろしくお願いたします。
かどがわ日曜朝市協議会

◆催し

青少年健全育成 講演会のお知らせ

心豊かで、たくましい子どもたちを育てるために私たち大人、そして、家庭はどうあればよいのでしょうか。中央2青少年健全育成協議会では、豊かな大人社会の実現と健全な青少年の育成を願って、講演会を計画しました。子供を持つ親だけでなく地域の大人たち、みんなで一緒に考えましょう。

とき 11月6日（土）
午後7時30分～9時
ところ 門川駅 アピオ2階ホール

講師 園田 順一氏
医学博士
九州保健福祉大学教授
スクールカウンセラー
演題 「青少年の健全な育成と家庭の役割」

平成11年度中途失明者 歩行訓練事業

目的 中途失明者に対して、自立生活に必要な前訓練としての感覚訓練、歩行訓練等を行うことにより、中途失明者の社会復帰の促進を図ります。

対象者 県内に居住される中途失明者で、身体障害者手帳を所持している方
申込方法 訓練を希望される方は、申込書を門川町役場福祉保健課（☎63）1140 内線226）に提出ください。

「日向・入郷地区 都市景観シンポジウム」

近年の都市計画行政におきましては、良好な基盤整備を図ることのみならず、景観にも配慮した、調いのある都市環境の形成への関心が高ま

つてきています。

このような中、日向市の中心市街地におきましては、県の連続立体交通事業や日向市の土地画整理事業などの都市基盤整備や、地元商店街の方の商業活性化に向けた取り組みなど、行政と民間が一体となって、市街地の活性化にも資する、快適な都市環境の形成に向けた取り組みが行われているところであり、宮崎県と日向市の共催により、シンポジウムを開催いたします。

日時 平成11年11月11日（木）
午後1時～4時30分
場所 日向市中央公民館
参加費 無料
問い合わせ 宮崎県土木部都市計画課
☎0985(26)7191

◆募集

成人式典参加者を受付中

「国民の祝日に関する法律」の一部改正により、平成12年から「成人の日」は1月の第二月曜日となりました。よって、来年の「成人の日」は1月10日となりますが、門川町では出席者の便宜を図るため、これより一日早い1月9日に新しく成人

宮崎県東京学生寮入寮生の募集

宮崎県東京学生寮（男子寮）は、都心の千代田区九段に位置する宮崎県東京ビル内にあり、JR総武線・中央線、地下鉄有楽町線・都営新宿線の市ヶ谷駅近く、非常に交通の便利などあります。

入寮期間は平成12年4月から平成14年3月までですが、同郷の仲間たちと寝食を共にし、都心での生活に慣れたところで、適当な下宿先を見つげるためのステップとしても大変便利な施設です。

募集定員 50名程度

入寮資格 平成12年4月に大学、短期大学及び修業年限2年以上の専修学校専門課程に入学予定（入学決定していない方を含む。）の男子学生
寮費 月額18,500円
食費、電気料金別途
（食費）朝食400円・夕食600円、電気料金、実費
受付期間 平成11年11月8日（月）～12月10日（金）
問い合わせ 〒880-1850-1
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県総務部管財課
☎0985(26)7018



今月の主な行事

- 1(月) 血圧測定(9:30~11:00 門川町役場 町民室)
マタニティ教室(13:30~15:00 門川町役場 宿直室)
- 3(水) 文化の日
町民功労者表彰(11:00~ 門川町役場三階会議室)
合唱のつどい、お茶会(14:00~ 文化会館・クリエイティブセンター)
- 5(金) 文化祭ゲートボール大会(8:30~ 松寿園コート)
2歳児歯科健診(H9年4月・5月生)
(13:15~13:45受付 総合福祉センター)
パーフェクトメニュー実践講座(中級)(10:00~ 中央公民館)
- 6(土) 青少年健全育成講演会(7:30~9:00 門川駅)
海の緑のふれあい交流会(9:00~15:00 安井ヶ浜)
男性料理教室(9:00~ 宮ヶ原公民館)
- 6(土)~7(日) 日本寒蘭展示会(9:00~ クリエイティブセンター)
- 7(日) 文化祭少女バレーボール大会(9:00~ 勤労者体育センター・五十鈴小学校体育館)
文化祭ラグビー大会(10:00~ 海浜公園多目的広場)
かどがわ日曜朝市(8:00~10:00 アビオ広場)
- 10(水) ツ反(生後3~48ヶ月未満)
(14:00~14:30受付 クリエイティブセンター)
パーフェクトメニュー実践講座(初級)
(10:00~ 中央公民館)
- 11(木) 日向・入郷地区都市景観シンポジウム
(13:00~16:30 日向市中央公民館)
津波情報の伝達訓練(11:00~)
健康相談 中村地区(9:00~9:30 中村公民館)
" 加草地区(10:30~11:00 加草公民館)
- 12(金) 消費生活セミナー(公的年金制度の改正)
(13:30~15:30 クリエイティブセンター)
婦人会定例会(19:30~ 中央公民館)
BCG(生後3~48ヶ月未満)
(14:00~14:30受付 クリエイティブセンター)
- 14(日) クリーンアップ宮崎(8:30~10:30 中山川流域)
- 16(火) 文化祭四半の大会(8:30~ 総合福祉センター道場)
- 17(水) 1歳児健康相談(H10年10月・11月生)(9:30~10:00受付 総合福祉センター)
1歳6ヶ月児健診(H10年4月・5月生)
(13:30~14:00 総合福祉センター)
- 19(金) 消費生活セミナー(ダイオキシン等の環境ホルモン)
(13:30~15:30 クリエイティブセンター)
トマト教室(10:00~ 中央公民館)
- 20(土) 文化祭少年サッカー大会
(9:00~ 海浜公園多目的広場)
- 21(日) 文化祭少年ソフトボール大会
(9:00~ 海浜公園野球場)
文化祭テニス大会(9:00~ 海浜公園テニス場)
文化祭サッカー大会(9:00~ 海浜公園多目的広場)
かどがわ日曜朝市(8:00~10:00 アビオ広場)
- 23(火) 勤労感謝の日
文化祭弓道大会(9:30~ 幸節館)
- 24(水) 乳児健診(H11年3月・4月生)
(13:30~14:00受付 総合福祉センター)
- 25(水) ポリオ(生後3~90ヶ月未満)
(14:00~14:30 クリエイティブセンター)
ヘルスマイト教室(10:00~ 中央公民館)
文化祭グランドゴルフ大会
(8:30~ 海浜公園多目的広場)
- 27(土) 文化祭少年・少女バドミントン大会
(9:00~ 勤労者体育センター)
こども健康教室(10:00~ 中央公民館)
- 28(日) 文化祭ソフトテニス大会(9:00~ 海浜公園テニス場)
文化祭野球大会(9:00~ 海浜公園野球場)
文化祭バドミントン大会(9:00~ 心の杜)
文化祭ミニバレーボール大会
(8:30~ 勤労体育センター)
こども健康教室
(10:00~ 中央公民館)



●町内人口 [10月1日現在人口]

男	女	計	世帯数
9,165 (9,161)	10,271 (10,260)	19,436 (19,421)	6,667 (6,661)

※()内は前月

今月の納期

- ・ 集合税 6期
- ・ 国民年金保険料 11月分



発行日/平成11年11月1日
発行編集/門川町役場 総務課
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL(0982)63-1140(代) FAX(0982)63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキがFAXでお送りください。